

「市民」のみなさんと「行政」が協働で帯広のまちづくりを進めるためのルール

4月1日施行

まちづくり基本条例

「参加・協働」と「情報共有」の二本柱

まちづくり基本条例の骨格

前文

第1章 総則

目的、定義
条例の位置付け

第2章 権利及び責務

市民の権利・責務
市長の責務

第3章 参加・協働

参加機会の充実
協働の推進
コミュニティ活動など

第4章 情報共有

情報提供
情報公開
説明責任

第5章 行政運営

総合計画
財政運営
行政手続など

第6章 国・道及び他の自治体との関係

国・道及び他の自治体との関係

第7章 条例の見直し

第1章 条例の役割

まちづくり基本条例は、市民参加や協働を進めるためのもので、条例制定やまちづくりに関する計画の策定にあたり、最大限尊重しなければならぬ、規範としての役割を担うものです。

第2章 育てる条例

基本条例の成果は、すぐに表れるものではありません。市民と行政が、条例の主旨を共有し育てていくことが大切です。条例には見直し規定を設け、社会情勢の変化に対応する検討を行います。

第3章 まちづくりにおける「市民や市長の役割」

市民 まちづくりに参加する権利と、まちづくりの主人公として意識と責任を持つこと

とが求められます。

この条例では、協働のまちづくりの観点から市内に住んでいる人だけでなく、市内に通勤、通学している人や市内で市民活動や事業活動を行っている人や団体も含めていきます。

市長 帯広市を代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、帯広・十勝の魅力や個性を生かしたまちづくりを推進しなければなりません。

市職員 全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければなりません。

第4章 まちづくりの柱「参加・協働」

参加機会の充実 市は、まちづくりに市民が参加する機会の充実に努めなければなりません。

ません。

協働の推進 市民と市は、それぞれの役割を担いながら、協働のまちづくりを進めなければなりません。

コミュニティ活動 市民は、町内会やボランティアをはじめとするさまざまなコミュニティ活動をおして、互いに助け合い安心して暮らせる地域社会の実現に努めることが大切です。

パブリックコメント（市民意見提出）制度 市は、市民生活に重要な計画等の策定にあたり、案の内容等を公表し、市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しなければなりません。

住民投票 市長は市政の重要な事項について必要に応じて住民投票を行うことができます。また市民は、法令に基づき住民投票条例の制定を請求することができます。

詳細 企画課
市庁舎 3階、電話 24-4111
内線 1114

